3　保安基準第18条の２第１項ただし書きの「歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれるおそれの少ない構造を有するものとして告示で定める構造の自動車」は、次に掲げる自動車とする。	3　保安基準第18条の２第１項本文ただし書きの「歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれるおそれの少ない構造を有するものとして告示で定める構造の自動車」とは自動車本来の構造物その他により、巻込防止装置と同程度以上に歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる構造の自動車とする。
一　第１項第１号の自動車であって協定規則第73号の規則13.2.又は13.3.に掲げる要件に適合する構造部を有するもの	
二　自動車本来の構造物その他により、巻込防止装置と同程度以上に歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる構造の自動車	
4　第１項第１号に定める基準が適用される巻込防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の２第２項の告示で定める基準は、協定規則第73号の規則15.及び16.に定める基準又は同規則の規則12.1.、12.4.から12.9.まで及び12.12.並びに13.に定める基準とする。	（新設）
5　第１項第２号に定める基準が適用される巻込防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の２第２項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。	4　巻込防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の２第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
一　巻込防止装置は、空車状態において、その下縁の高さが地上450㎜以下、その上縁の高さが地上650㎜以上となるように取り付けられていること。ただし、保安基準第43条の９の規定に適合する側方衝突警報装置を備える自動車又は当該自動車に牽引される被牽引自動車に備える巻込防止装置であって、巻込防止装置を取り付ける車軸間（セミトレーラにあっては、連結装置中心から最も前方の車軸中心まで）の水平距離が6.5ｍを超える場合は、下縁の高さを地上550㎜以下とすることができる。	一　巻込防止装置は、空車状態において、その下縁の高さが地上450㎜以下、その上縁の高さが地上650㎜以上となるように取り付けられていること。
二　（略）	二　（略）
三　巻込防止装置は、その平面部（湾曲部を除く。以下同じ。）前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部後端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が400㎜以下となるように取り付けられていること。ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあっては、その前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面と、最後方位置にある連結装置中心を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が2.7m以下となるように、かつ、その前端が最前の補助脚の中心から後方250㎜の位置において車両中心面に対して直角をなす鉛直面より前方となるように取り付けられていなければならない。	三　巻込防止装置は、その平面部（湾曲部を除く。以下同じ。）前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部後端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が400㎜以下となるように取り付けられていること。ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあっては、その平面部前端が補助脚より前方となるように取り付けられていなければならない。
（例１）・（例２）　（略）	（例１）・（例２）　（略）
四・五　（略）	四・五　（略）
6　（略）	5　（略）
（窓ガラス）	（窓ガラス）
第39条　（略）	**第39条**　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
4　前項第７号の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次に掲げる範囲（保安基準第44条第１項の後写鏡及び同条第６項の鏡その他の装置を確認するために必要な範囲並びに同項ただし書きの自動車の窓ガラスのうち同項の障害物を直接確認するために必要な範囲を除く）以外の範囲とする。	4　前項第７号の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次の各号に掲げる範囲（保安基準第44条第１項の後写鏡及び同条第５項の鏡その他の装置を確認するために必要な範囲並びに同項ただし書きの自動車の窓ガラスのうち同項の障害物を直接確認するために必要な範囲を除く）以外の範囲とする。
一～四　（略）	一～四　（略）
5　（略）	5　（略）